

書式例を掲載しています。事業所を所轄する労働基準監督署によって書式が異なる場合があります。

就業規則（変更）届

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・変更いたしましたので、意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改正前	改正後

労働保険番号	都道府 県	所 轄	管轄	基 幹 番 号				枝 番 号			被一括事業番号		
ふりがな 事業場名													
所在地	TEL												
代表者職氏名													印
業種・労働者数													人

〔前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。〕

書式例を掲載しています。事業所を所轄する労働基準監督署によって書式が異なる場合があります。

<書式について>

就業規則を規則の例文集を応用して作成している会社を見かけますが、作成手順と法的要件をおさえて、自社の状況にあった就業規則を作ることをおすすめします

◆就業規則作成の手順について

就業規則を作成するとき、規則の例文集が参考になることを否定しませんが、企業の実態にあった規則でなければ、作っただけに終わってしまいます。それでいいのでしょうか。自社の状況にあった規則をつくるのが重要です。ここでは、就業規則の作成手順を簡潔に紹介します。正社員とパート等の就業規則を作成する両方の参考になるとと思います。

(1) 第一章の総則の前に1枚、経営者のメッセージを入れます。企業理念・経営方針・社員に求めることを伝える思いをまとめた理念等を入れることをお勧めします。もちろん、文章をかかげただけで理念は実現しません。しかし、経営者の思いが、改めて明確になりますし、社員に伝わります。

(2) 次に、規定内容の基本方針を社内で決定します。(1)の企業理念から、社風、どんな人材を育成したいのかが見えてきますから、これを実現する人事制度の基本方針を定めます。ここをしっかりと決めておきたいものです。

(3) 規則を適用する範囲を決めます。正社員、パート、アルバイト、嘱託ごとに個別に規則を定める場合は、それぞれの規則の対象範囲を明確に決め、対象者を具体的に記載します。

(4) 規定する章を組み立て、その後に各条文を作ります。労働基準法第 89 条には、記載する項目が定められていますので、文末に紹介します。記載必要項目と会社独自の項目をわかりやすい順に組み立てていけばよいでしょう。

(5) 最後に、法令に違反していないか、全体のバランスがとれた規定内容になっているかを確認します。

<参考:労働基準法に定められている就業規則記載事項>

【1】必ず記載しなければならない「絶対的必要記載事項」

- (1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇。交替勤務の場合は、就業時転換に関する事項
- (2) 賃金の決定、計算及び支払の方法、締め切り及び支払の時期、昇給
- (3) 退職に関する事項（解雇事由を含む）

【2】定めをおく場合には必ず就業規則に記載しなければならない「相対的必要記載事項」

- (4) 退職手当の適用される労働者の範囲、決定、計算及び支払の方法並びに支払の時期
- (5) 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額

書式例を掲載しています。事業所を所轄する労働基準監督署によって書式が異なる場合があります。

- (6) 食費、作業用品その他の負担
- (7) 安全及び衛生
- (8) 職業訓練
- (9) 災害補償及び業務外の傷病扶助
- (10) 表彰及び制裁の種類及び程度

以上のほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定め

労働基準監督署に届出の際のチェックポイントは次のとおりです。

法令に違反する規定が含まれていないか。

*法令に違反するかどうかに加えて、合理的な条件を定めている必要があります。就業規則で統一的に労働条件を設定している場合で、その就業規則を労働者に周知していた場合は、就業規則の内容が労働条件になります。ただし、個人別に就業規則と異なる条件で合意していた部分はその内容が労働者に有利であれば、個別に合意した労働条件が優先されます。

記載事項が定められている項目が記載されているか。

就業規則に「別に定める」としている付属規定を忘れずに添付しているか。

パート等の就業規則を正社員と別に定めた場合は、正社員に適用する就業規則とパート等の就業規則を届出します。

「就業規則(変更)届」と「意見書」はそろっているか。

会社の控えを準備します。

*労働基準監督署には、基本的に正副2部を作成して届出ます。1部が提出用、もう1部は会社の控えとなり受付印が押印された後に返却されます。

就業規則作成・改定のご相談はこちらまで

ワンズオフィス社労士事務所 <http://www.1s-of.com/index.html>

電話03-6677-9717

〒151-0065東京都渋谷区大山町46-8-101

